

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和2年6月8日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、芦屋市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第7号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年5月1日

芦屋市長 伊藤 舞

芦屋市条例第17号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u></p> <p><u>第43条 第5条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第5条の3第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u></p> <p><u>2 第5条の4の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、準用する。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い，所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として，収入が大幅に減少した場合において，無担保かつ延滞金なしで1年間，徴収猶予できる特例が設けられたことに伴い，徴収猶予の申請及び取消しに係る準用規定（※）について定めるもの。（附則第43条関係）

※ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例については，以下の事項が条例に委任されているが，一般的な徴収猶予の場合については，条例本則において既にこれらの事項を定めているため，当該規定を準用する規定を附則に設けることとする。

【条例で定めることとされている事項】

- ・徴収猶予に係る申請書類を訂正する場合における提出期間
- ・徴収猶予の申請を認めない事由
- ・新たに滞納が発生した場合に徴収猶予の取消事由となる市の債権の種類

3 施行期日

公布の日

徴収の猶予制度の特例

○ イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象(証紙徴収による地方税は除く)。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現 状(財産の損失が生じていない場合 (注))	特 例
<p>○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。</p> <p>○ 原則として、担保の提供が必要。</p> <p>○ 延滞金は軽減(年1.6%)。</p>	<p>○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において収入が大幅に減少(※)した場合について徴収を猶予。</p> <p>※ 前年同期比概ね20%以上の減</p> <p>※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用</p> <p>○ 担保は不要。</p> <p>○ 延滞金は免除。</p>

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。